

## 松阪市地域経済循環創造事業に係る事業募集要領

### 1 目的

本市において、地域金融機関や大学等との連携のもと、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業の事業化に取り組む民間事業者に対し、国の地域経済循環創造事業交付金を活用して本市が支援することにより、地域経済循環の創造を図ることを目的とする。

### 2 募集する事業の内容

#### (1) 概要

申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、別に定める要綱に基づき、補助金の交付を行うこととする。

#### (2) 対象事業

次の各号いずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業（以下「補助金事業」という。）を実施する場合に、補助金の交付を行うこととする。

ア 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 下記(3)に規定する補助対象経費のうち、事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける無利子の貸付額の総額が下記(4)に規定する補助金額を同額以上であり、該当融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資かつ、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

#### (3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知)による交付金の交付決定の日から同要綱第12条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内 容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費、ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費(事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース。レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(4) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関等の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限は以下のとおりとする。

- ア 融資額が補助金額と同額以上 2 倍未満の場合 3,000万円
- イ 融資額が補助金額の 2 倍以上 3 倍未満の場合 4,000万円
- ウ 融資額が補助金額の 3 倍以上 4 倍未満の場合 5,000万円

(5) 補助対象期間

市の交付決定日から交付決定の属する年度末までの期間

※交付期間は、交付決定を受けようとする年度を含め最大2年とする。

3 申請者に係る要件

- (1) 法人格を有する民間企業等であって、補助事業を的確に遂行するに足る能力(献金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。)を有するものであること。
- (2) 補助金支給のための審査・検査に協力すること。
  - ア 補助金額確定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること。
  - イ 補助金額確定のための審査に必要な書類等の提出を市から求められた場合に応じること。
  - ウ 市等の実地検査を受け入れること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体若しくは役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 松阪市発注の契約に係る指定停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は、会社再生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (8) 本社又は事業所(工場等)の所在が松阪市内にあること。

#### 4 事業募集期間及び方法

(1) 提出期限

提案申込書の提出期限は令和 8 年5月 27 日(水)とする。

(2) 提出書類及び部数

下記書類を1セットにして5部(正本1部、副本4部)及び提出書類の PDF データを提出すること。

ア 事前協議書(様式第1号)

イ 事業実施計画書(別紙様式1号)

ウ 収支計画書(別紙様式2号、2-1)

エ 事業概要(別紙1)

オ プレゼンテーション資料

カ 役員名簿

キ 市税に滞納がないことが分かる書類

ク 履歴事項全部証明書

※直近3カ月以内に法務局が発行した履歴事項全部証明書を提出してください

ケ 定款、規約等の写し

コ 過去3期分の決算書(決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体の活動内容が分かる書類)

※ 上記のほか事業内容が確認できる資料等の提出を求める場合があります。

(3) 提出先

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 産業文化部 商工政策課

Eメール:[syok.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:syok.div@city.matsusaka.mie.jp)

(4) 提出方法

提出書類は郵送(提出期限内必着とする。)又は持参により提出すること。

併せて PDF データは電子メールにて送付すること。

#### 5 選定

(1) 審査会

ア 設置

本市が総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした松阪市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

イ 開催

審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催し、非公開とする。また、審査会の開催決定については別途通知する。

ウ 審査方法

事業実施計画書等の提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査する。

エ プレゼンテーションにおける留意事項

- (ア) 出席者は3名以内とし、本補助金事業の責任者1名は必ず出席すること。
- (イ) 実施時間は、1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内)とする。

オ 審査基準

審査会の構成委員は、以下の基準をもって採点を行う。

NO	評価の視点	配点
1	地域資源の活用	15
	農林水産物、歴史・文化資源、自然景観等の地域資源を活用しているか	
2	地域課題への対応	15
	地域課題を的確に把握し、課題解決に向けた持続可能で地域への波及効果が見込める事業であるか	
3	新規性	10
	事業者にとって、これまでの取組みと異なる新規の事業であるか (単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等、既存事業の拡大ではないか)	
4	モデル性	15
	事業対象地域において、前例のない取り組みとなっているか	
5	地域金融機関等との連携	10
	地域金融機関等からの融資等について、十分に調整が行えているか	
6	事業の実現性及び自立性	15
	収支計画は妥当で、事業戦略は具体的かつ確実性があるか	
	事業に内在するリスクを正確に認識し、その回避策に係る検討は十分か 事業化段階及び事業化後のフォロー体制が整備されているか	
7	雇用計画	10
	地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか	
8	地域や周辺環境との調和	10
	地域との合意形成が図られているか	
	自然環境や景観等への配慮がなされているか 土地利用等の許可(開発・建築許可等)について、適切に手続きが進められているか	

カ 選定方法

- (ア) 原則、1つの申請事業を選定する。
- (イ) 委員長を含む全委員の評価点の合計が6割に満たない場合は、申請事業として選定しない。

キ 選定結果

選定を受けたすべての者に対して文書により通知する。なお、結果に関する問い合わせ、意義申立ては受け付けないとともに、選定経緯については公表をしない。

## 6 スケジュール

期 間	内 容
令和8年4月27日(月)	募集開始
令和8年5月27日(水)	募集締切
令和8年6月8日(月)～12日(金)(予定)	審査会/選定結果通知
6月下旬(予定)	総務省へ申請
8月下旬(予定)	交付決定
9月上旬(予定)	補助事業着手

## 7 留意事項

本募集要項に加えて「松阪市地域経済循環創造事業補助金交付要綱」及び国(総務省)の「地域経済循環創造事業交付金交付要綱」の内容を必ず確認してください。

また、下記事項について留意してください。

- (1) 各申請に係る費用は、全て申請者が負担するものとします。
- (2) 提出物は返却しません。なお、提出書類は本補助金に係る手続き以外の目的には使用しません。
- (3) 審査結果に関する質問は一切受け付けません。
- (4) 提出書類に虚偽があった場合、又は必要な手続きを行わない場合は、交付決定を受けた後であっても交付決定を取り消します。
- (5) 補助金の支払いについては、事業の報告を市が受け付けた後、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた後となります。
- (6) 予算の都合により補助金交付額が減額されることがあります。
- (7) 本補助事業により取得した財産については、事業完了後も、管理者によって管理(管理簿の作成等)し、本事業の目的に従ってその効果的運用を図る必要があります。また、原則として総務省所管補助金等交付規則8条に定められた処分の制限を受ける期間を経過するまでは、松阪市の承認を得ずに取得財産を処分することはできません。なお、松阪市の承認を得て取得財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を求めることがあります。
- (8) 補助事業に関する関係書類及び帳簿類を整理し、事業が完了した翌年度から起算して5年間保存してください。
- (9) 補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後に、松阪市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書(様式第5号)及び決算報告書を松阪市に提出してください。なお、松阪市が総務省要綱第22条(収益納付等)に基づき総務省から交付金の全部又は一部に相当する額の納付命令を受けたときは、該当交付金に基づき補助金を交付した交付決定者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の金銭の納付を命じることがあります。
- (10) 交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと、回答してください。
- (11) 事業内容を変更する際は、事前相談の上、松阪市地域経済循環創造事業補助金変更交付申請書

(様式第6号)及び関係書類を提出し、承認を受けた後に、変更後の事業を行ってください。

- (12) 補助金の交付対象事業に係る成果等を公表(プレスリリース等)する場合は事前に市へ連絡してください。

## 8 申請書の提出先及び問合せ先

部署名 : 〒515-8515

松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 産業文化部 商工政策課(4階)

電話番号:0598-53-4361

Eメール:[syok.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:syok.div@city.matsusaka.mie.jp)

受付日時:平日 9:00~16:30(土・日・祝日は受け付けておりません)

- ※ お問い合わせの際は、「ローカル10,000プロジェクトの件」とお伝えください。
- ※ 事業計画の内容及び審査に関する質問は一切受け付けません。